

新たな徳島県保健医療計画について

1 計画策定の趣旨・根拠

医療計画は、医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的としている。

(医療法抜粋)

第2節 医療計画

第30条の4 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 計画期間（第6次）

平成25年度～平成29年度（5カ年）

3 記載事項

- (1) 5疾病及び5事業並びに在宅医療の目標、医療連携体制に関する事項
 - ※5疾病…がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患
 - ※5事業…救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療
- (2) 医療連携体制における医療機能に関する情報提供の推進に関する事項
- (3) 医療従事者の確保に関する事項
- (4) 医療の安全の確保に関する事項
- (5) 病床の整備を図るべき区域の設定に関する事項
- (6) 基準病床数に関する事項
- (7) 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

4 策定に係る手順

- (1) 医療計画（案）を作成するための体制整備
- (2) 医療計画の基本理念・基本骨子の検討
- (3) 地域医療の現状分析等に係るデータの収集、将来予測の検討等
- (4) 疾病又は事業ごと並びに在宅医療の医療連携体制を構築するための具体的方策についての検討及び整備目標等の検討
- (5) 疾病又は事業ごと並びに在宅医療の医療連携体制の構築
- (6) 医療圏及び基準病床数の検討
- (7) 以上の検討を踏まえた医療計画（試案）の作成
- (8) 診療又は調剤に関する学識経験者の団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会等）から意見聴取
- (9) 医療計画（案）の決定
- (10) 市町村の意見聴取
- (11) 医療審議会への諮問、答申
- (12) 医療計画の決定
- (13) 厚生労働大臣への提出及び公示

5 現計画との主な相違点について

(1) 二次医療圏の設定について

一定の人口規模(概ね20万人未満)の二次医療圏について、医療の需給状況を踏まえ、入院医療を一体の区域として提供できているか検証し、特に流入患者割合が20%未満、流出患者割合が20%以上であった場合は見直しを検討する。

(2) 疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進

課題の抽出、数値目標の設定、その目標を達成するための施策・事業の策定、施策・事業の進捗状況等の評価を行い必要に応じた見直し、住民への公開といったプロセスを明示

(3) 在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

居宅等における医療体制構築に関する指針を示し、他の疾病・事業と同様に、県が達成すべき数値目標や施策・事業等を記載する。

(4) 精神疾患の医療体制の構築について

医療計画に定める疾患として新たに精神疾患を追加し、その医療体制構築に係る指針を策定することにより、病期や個別の状態像に対応した適切な医療体制の構築を図る。

(5) 医療従事者の確保に関する事項について

地域医療支援センターにおいて実施する事業を記載する。

(6) 災害等における医療体制の見直しについて

東日本大震災を踏まえた災害医療体制を構築する。

6 策定体制

(1) 医療法施行令第5条の21の規定に基づく医療審議会の部会として 医療対策部会を設置 この医療対策部会において医療計画の策定について審議を行っていく。

(2) 事業ごとの検討(案)

既存の協議会等の活用、関係者へのヒアリング・調査により検討していく。

(例)

- ・徳島県生活習慣病管理指導協議会 各がん部会
- ・徳島県医師会生活習慣病予防対策委員会 糖尿病対策班
- ・徳島県周産期医療協議会
- ・徳島県災害医療対策協議会 専門部会
- ・徳島県地域医療対策協議会
- ・徳島県地域医療支援センター企画委員会 など

7 他の計画との連携

医療計画の策定にあたっては、医療に関連する他の計画と整合性が保たれるようにする。

(例)

- ・オンリーワン徳島行動計画(第二幕)
- ・徳島県健康増進計画(健康徳島21)
- ・徳島県医療費適正化計画
- ・関西広域救急医療連携計画
- ・徳島県がん対策推進計画
- ・徳島県周産期医療体制整備計画
- ・徳島県へき地保健医療計画
- ・徳島県地域医療再生計画 など